

令和3年度おの桜つつみ回廊 オーナー募集要領

(趣旨)

第1条 この要領は、おの桜つつみ回廊における桜を活かした良好な水辺空間の形成を図るため、桜のオーナーの募集について、必要な事項を定めるものとする。

(オーナーの定義)

第2条 この要領において「オーナー」とは、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者、市内に在勤する者又は、市内に活動の拠点を置く法人及び団体
- (2) 第8条に規定する負担金を納付した者

(オーナーの募集)

第3条 オーナーは、次の各号により随時募集するものとする。

- (1) 新たに桜を植樹したとき。
- (2) オーナーに欠員が生じたとき。
- (3) 市長が特に必要であると認めたとき。

(申込み)

第4条 前条の募集によりオーナーになることを希望する者は、おの桜つつみ回廊桜オーナー参加申込書(様式第1号)を、市長に提出するものとする。

- 2 申し込みは1世帯1本とする。
- 3 前2項の規定に関わらず、すでにオーナーの認定を受けている者は申込みを行うことはできない。

(オーナーの認定及び期間)

第5条 市長は、前条の規定による申込みが適当と認めるときは、当該申込みを受け付けるものとする。

- 2 市長は、抽選によりオーナーを決定する。
- 3 オーナーの認定期間は、令和4年4月1日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間途中で新たにオーナーになった場合は、認定日から開始するものとする。
- 4 認定期間満了後もオーナーを継続する場合は、認定期間を10年間延長するものとし、またその後も同様とする。

(抽選)

第6条 抽選は、オーナーとなる木を決定するにあたり、公正公平を期すため、廻轉式抽選機によって行う。

2 抽選の実施後、市長は速やかに、書面により全ての申込者に対し抽選結果を通知するものとする。

(当選後の辞退)

第7条 抽選によりオーナーに当選した者は、辞退することはできない。

(負担金の納付)

第8条 第5条及び第6条の規定により認定されたオーナーは、市長が指定した期日までに市長が指定する額の負担金を納付するものとする。この場合において納付された負担金は、期間中に辞退された場合でも、返還は行わないものとする。

(桜の管理)

第9条 この要領の対象となる桜の育成管理や災害対策は市が行うものとする。

2 オーナーは、桜つつみ回廊の美観の保全のため、認定を受けた桜周辺の除草と清掃を行わなければならない。

3 オーナーは、故意による桜の損壊や景観を損ねる行為をしてはならない。

(認定の取消し)

第10条 市長は、前条に掲げるもののほか、オーナーが本要領に規定する事項に反した場合、当該オーナーの認定を取り消すことができる。

(銘板の設置等)

第11条 オーナーは、市長が指定する箇所に銘板を設置することができる。

2 市長は、オーナーが希望するメッセージ等を銘板に記載する。

3 銘板設置は市が行うものとする。

4 銘板設置後、オーナーの自己都合によりメッセージ等の記載内容を変更しようとするときは、オーナーの費用負担により行うものとする。

5 市長は、オーナーが資格を失ったときには銘板を撤去し処分することができる。

(所有権の所在)

第12条 この制度の対象となる桜の所有権は、市に属するものとする。

(緊急活動)

第13条 災害時等、緊急活動において桜の伐採及び土砂の掘削等が必要であるとき、市長はオーナーの許可なく伐採等を実施できるものとする。

2 市長は、前項により桜の伐採等を行った場合、オーナーにその旨を通知するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、桜のオーナーの募集について必要な事項は、市長が別に定める。